

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 0 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたイベント等の開催のあり方について
（周知）

新型コロナウイルスに関連した感染症については、我が国でも感染者が確認されており、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、関係各所を挙げて、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を強化していくこととしております。

2月19日開催の第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見を踏まえ、本日、厚生労働大臣から発言がありましたとおり、最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分とれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染防止拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願い申し上げます。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫として、例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をお願いいたします。

つきましては、上記について、貴都道府県登録の旅行業者等に周知をお願い申し上げます。

<参考>

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html